

公募型補助金に係る報償費の単価表について【参考資料】

●外部から招いた講師、外部協力者等が対象となります。（講師であっても団体の構成員の場合は人件費扱いとなり対象となりません）

区 分	単価【円/時間】
大学教授及びこれに準じるもの 大学教授、弁護士、検事、裁判官、医師、公認会計士、解説委員、論説委員	10,000
大学准教授及びこれに準じるもの 大学准教授、大学講師、司法書士、税理士、社会保険労務士、新聞記者、アナウンサー	8,000
大学助教及びこれに準じるもの 大学助教、専門・専修学校講師、行政書士、薬剤師、栄養士、保健師、臨床心理士、保育士、社会福祉士、健康運動指導士	6,000
大学助手及びこれに準じるもの 大学助手、官公庁職員、小・中・高等学校教諭、地域貢献的な講師	5,000
上記の区分で判断できないもの（5,000円/時間以上のもの）	脚注のように個別判断となります。見積り及び交渉額の実費を計上してください。

※ 基準表に掲載されていない講師については、例を参考に決定して下さい。

※ 文化人（作家、芸術家等）、芸能人等はひとくくりに金額を設定することが難しいことから、個別に判断して下さい。